

老朽危険空家除却事業補助金

町では、老朽化等により倒壊等のおそれのある危険な空家を除却する者に対し、解体撤去に係る経費の一部を補助します。
(対象空家に対して1回限り)



●補助対象空家

- ① 建築物およびこれに付属する工作物等であって、同一敷地内にあるすべての建物等を、おおむね1年以上居住していないまたは使用していないもの
- ② 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項の規定する不良住宅で、「老朽危険度判定表」に定める評価項目の評点が合計100点以上である建物
- ③ 倒壊すれば当該住宅が存する敷地の接面道路との境界線を越え、通学や避難に支障をきたすおそれがあるもの
- ④ 所有権以外の権利が存しないもの。ただし、所有権以外の権利の権利者が建築物の解体等に同意している場合も同様とする

●補助対象者

- ① 対象空家又は対象空家の存する土地所有者で、登記事項証明書等で所有者として確認できること
ただし、対象空家または対象空家の存する土地の登記簿等の共有者または所有者死亡による相続人が複数いる場合は、その代表者とする
- ② 養老町暴力団排除条例(平成24年養老町条例第2号)第2条に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと
- ③ 町税等に滞納がないこと

●補助対象経費

- ・対象空家の解体撤去に係る工事費および廃材等の運搬ならびに処分に要する経費とする

●補助金額

補助対象経費の額に、3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てた額)とし、30万円を上限とする

問 建設課 ☎32-5081

後付け急発進等抑制装置設置補助について

4月から、高齢運転者交通安全対策事業として、75歳以上の人を対象とした、後付け急発進等抑制装置設置の補助を始めます。補助内容の詳細につきましては、お問合せください。

高齢者の公共交通機関利用に対する支援について

4月から、高齢者の公共交通機関利用支援事業として、65歳以上の運転免許証返納者等を対象とした、養老鉄道回数券の交付を始めます。内容の詳細につきましては、お問合せください。

子育て世代の公共交通機関利用に対する支援について

4月から、子育て世代の公共交通機関利用支援事業として、未就学児の保護者等を対象とした、養老鉄道回数券の交付を始めます。内容の詳細につきましては、お問合せください。

問 建設課 ☎32-5081